

中央新幹線(東京都・名古屋市間) 環境影響評価方法書

【東京都】

平成 23 年 9 月

東海旅客鉄道株式会社

まえがき

中央新幹線（東京都・大阪市間）については、全国新幹線鉄道整備法（昭和 45 年 5 月 18 日法律第 71 号）（以下「全幹法」という。）に基づき、平成 23 年 5 月 20 日に、国土交通大臣より、東海旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）が営業主体及び建設主体に指名され、同月 26 日、整備計画が決定され、翌 27 日、当社に対して建設の指示がなされた。

当社は、中央新幹線の建設主体として、路線建設について自己負担で進めることとしており、まずは、東京都・名古屋市間について、環境影響評価法（平成 9 年 6 月 13 日法律第 81 号）に基づき手続きを進める。名古屋市・大阪市間については、名古屋市までの開業後、経営体力を回復した上で着手する計画である。

平成 23 年 6 月 7 日及び同年 8 月 5 日には、環境影響評価法の一部を改正する法律（平成 23 年 4 月 27 日公布）の趣旨を踏まえ、事業による環境への影響を回避・低減することを目的として、中央新幹線（東京都・名古屋市間）計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）をとりまとめて公表し、広く意見を募集した。

今般、同法並びに「鉄道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成 10 年 6 月 12 日運輸省令第 35 号）（以下「国土交通省令」という。）に基づき、「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価方法書」（以下「本方法書」という。）を作成したので、これを公表するものである。なお、配慮書について募集した意見は、本方法書において整理、集約し、あわせて事業者の見解を示した。



山梨リニア実験線

目 次

第1章 対象事業の名称	1
第2章 事業者の氏名及び住所	1
第3章 対象事業の目的及び内容	1
3-1 中央新幹線の経緯	1
3-2 全国新幹線鉄道整備法に基づく基本計画及び整備計画	2
3-3 対象事業の目的	3
3-4 中央新幹線の事業の内容	4
3-4-1 対象鉄道建設等事業の種類	4
3-4-2 対象鉄道建設等事業実施区域の位置	4
1) 起終点	4
2) 路線概要	4
3-4-3 対象鉄道建設等事業の規模	10
3-4-4 対象鉄道建設等事業に係る単線、複線等の別及び動力	10
3-4-5 対象鉄道建設等事業に係る鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度	10
3-4-6 その他事業の内容に関する事項	10
1) 対象鉄道建設等事業の工事計画の概要	10
2) 主要な線形条件	10
3) 超電導リニアの原理	10
4) 超電導リニアの施設・設備	13
5) 列車の走行に伴う影響について	17
6) 構造物施工順序	26
7) その他	29
第4章 対象事業実施区域及びその周囲の概況	31
4-1 地域特性の概要	31
4-2 地域特性	32
4-2-1 自然的状況	32
1) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況	32
2) 水象、水質（公共用水域・地下水）、水底の底質その他の水に係る環境の状況	65
3) 土壌及び地盤の状況	75
4) 地形及び地質の状況	81
5) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	84
6) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況	96

本事業の方法書は全線（東京都・名古屋市間）を都県ごとに作成しており、本方法書はそのうちの東京都について取りまとめたものである。